

日時:平成27年9月8日(火) 14:00~17:00 参加者:28名

議題

1. 事務局からの連絡事項

- (1) 8/25 事務局会議の報告
- (2) 自立支援協議会構成員アンケートについて改めて説明
- (3) 田島PTAより新規参加者 ご挨拶

2. 事業所紹介「川崎市生活自立・仕事相談センター だいJOBセンター」(中・高年事業団やまて企業組合)

センター長 吉田 直弘 氏、相談支援員 橋口 亮 氏(社会福祉士・精神保健福祉士)

進行:研修委員会 田島支援学校

資料:パンフレット、リーフレット、だいJOBだより(関係機関用)、事例資料(回収)

■だいJOBセンターについて

「生活困窮者自立支援法」に基づく自立支援相談機関

法施行は今年4月からだが、施行より前に川崎市ではモデル事業として一昨年11月から実施。市は必置、町村は県が担う(神奈川県社協が受託)。

運営母体はやまて企業組合。川崎市は全市で1ヶ所、場所は川崎駅前フロンティアビル。出張所を高津区で週1回出張相談を行っている。横浜は市職員が各区役所の生活保護の窓口の横に相談窓口を設置。厚労省では「地域に合わせたやり方で実施を」となっている。川崎市でもやり方については継続して検討を行っている。

■生活困窮者自立支援法について

「生活困窮者とは」・・・「自称」生活に困っている方。チラシには生活困窮者とうたっていない。法律では「生活保護受給に至る恐れのある方」とあるが、生活困窮は経済的な困窮に限らない。解決方法はひとそれぞれ。必須事業と任意実施事業がある。

必須事業・・・1)相談窓口、2)住居確保給付金事業(旧 住宅支援給付)、唯一支給できる事業

任意事業・・・家計相談支援、就労準備支援、一時生活支援

■体制と支援の流れ

面接相談員3名・・・インテーク担当。最初に相談者から話を伺い道筋をつける。

専門支援員8名・・・

- ① 就労支援(4名):仕事探し、面接準備など。
- ② 精神保健支援(2名): 障害・精神面に課題がある方へ制度利用の橋渡し。手帳取得や就労移行支援事業利用など。
- ③ 居住家計支援(2名):居住)部屋を借りたいが保証人がいない、初期費用がない、などについて支援。家計)収入があるが支出も多い方へ家計簿などつけて頂き提案。→ギャンブル、アルコール依存、DVなど、「お金がない」背後にある理由は人それぞれ。

■障害のある方とだいJOBセンターの支援

■支援期間と支援対象者のイメージ

支援期間は1年間。1年間で生活自立を計る。期間内で自立できる方、自立が見込める方が対象。家がある方を対象としている。家のない方は福祉事務所。知的障害でも訓練で自立が見込めそうな方。手帳所持している方はある程度利用可能な制度があるが、福祉サービスにのれていないような方、ご自身で障害を理解できておらず求職していたりする方も。それぞれの方にあつた支援機関に繋げる。

■支援内容・支援体制

「経済的困窮」障害基礎年金受給していて困窮している方などを「キャッチ」する相談窓口の一つとして。「無料法律相談」1時間。担当弁護士へ相談内容をまとめて情報提供、相談に同行するなど。利用の際は電話で予約を。

■支援事例

■その他

だいJOBセンターでできること→制度にのりきれない方への支援。生保ケースワーカー的な支援。紹介する場合は本人了解の上、事前に一報頂けたら。たらい回しにしないようになっています。

著書『いっしょに歩けばだいじょうぶ』 去年までの支援事例、生活困窮者自立支援法って？など。貸出しもあります。

■質疑応答

- 1) Q. 支援記録の保管はどのくらいの期間？・A.「支援を終了してから5年間」(と国から言われている)
- 2) Q. 利用時契約は結ぶか？・A.結ばない。相談利用申込み、支援プランの確認(署名)。相談は無料。

3. ワーキングチーム (児童・成人期の余暇支援・高齢)

4. 専門委員会 (広報・研修・課題整理)

5. その他連絡事項

高齢期ワーキングチームより→高齢者認知証サポーター養成講座 12月23日(木)

広報委員会より→区社協福祉まつり 11月28日(土)10:00~15:30 広報だけでなく構成員全体から参加者を募る。

研修委員会より→12月1日(火)午後、会場は東海道川崎宿交流館、講師として医療少年院の南田修氏を招いて講演会を開催予定で準備を進めている。

(文責:中村)

* 次回日程 : 10月13日(火)14:00~17:00 南部身体障害者福祉会館